団体登録の流れ

市民活動団体	市（地域連携推進室）
1　登録の届出 ⑴　市民活動団体 いちはら市民活動団体登録届の提出もしくは登録フォームの送信	**1　いちはら市民活動団体登録届（様式第１号）の提出** ⑴　登録届の受付・審査
2　団体登録の手続	**2　団体登録の手続** ⑴　団体情報の公開、団体へ ID/PW の通知 ↓ ◇<u>団体登録の完了</u>
3　いちはら市民活動団体登録事項変更届	**3　団体登録事項の変更** ⑴　いちはら市民活動団体登録事項変更届（様式第２号）の受付
4　いちはら市民活動団体登録抹消届	**4　団体登録事項の抹消** ⑴　いちはら市民活動団体登録抹消届（様式第３号）の受付
5　登録事項の変更･抹消手続	**5　登録事項の変更・抹消手続** ⑴　登録事項変更届又は登録抹消届により、登録事項の修正等を実施
6　市民活動団体ウェブサイトへの登録･更新作業	**6　市民活動団体ウェブサイトへの登録** ⑴　市の関係部局からのデータの確認（未記載部分等の確認） ⑵　登録団体による更新作業 ※団体ログインすることでイベント情報や活動報告等の記事掲載が可能となります。